

倉吉市上下水道局告示第16号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者及び倉吉市公共下水道条例（昭和53年倉吉市条例第18号）第8条第1項の規定による排水設備工事指定業者を次のとおり指定したので、倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号）第9条及び倉吉市排水設備工事指定業者規程（令和2年倉吉市上下水道局企業管理規程第4号）第9条の規定により告示する。

令和2年9月24日

倉吉市長 石田 耕太郎

1 指定番号

倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者第157号
倉吉市排水設備工事指定業者第140号

2 指定を受けた者

所在地 鳥取県岩美郡岩美町浦富1544番地2
名称 稲羽工業
代表者 枅井 秀晃

3 指定した日

令和2年9月24日

4 指定の有効期限

水道事業指定給水装置工事事業者として 令和7年9月23日まで
排水設備工事指定業者として 令和6年3月31日まで